

- 《参考 1》 部会員名簿
- 《参考 2》 委員会設置要綱
- 《参考 3》 令和元年度産業振興  
計画・まち・ひと・  
しごと創生総合戦略  
年間スケジュール
- 《参考 4》 第3期産業振興計画  
フォローアップ体制

## 令和元年度 高知県産業振興計画フォローアップ委員会商工業部会部会員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属	役職
商 工 業	青木 章泰	高知県商工会議所連合会	会頭
	石原 文子	高知県商工会議所女性会連合会	会長
	小笠原 妙子	大豊町商工会	会長
	中川 香代	国立大学法人高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門	教授
	中島 和代	なかじま企画事務所	代表者
	中城 一明	一般社団法人高知県情報産業協会	会長
	那須 清吾	公立大学法人高知工科大学	学長特別補佐
	広末 幸彦	高知県商店街振興組合連合会	理事長
	弥勒 美彦	公益社団法人高知県貿易協会	会長
	森澤 正博	一般社団法人高知県製紙工業会	理事長
	安岡 寛道	株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部コーポレートイノベーションコンサルティング部	プリンシパル
	山崎 道生	一般社団法人高知県工業会	会長
	吉村 哲也	高知県商工会連合会	会長

高知県産業振興計画フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、官民協働で実行する高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）及び高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県産業振興計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興計画の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (2) 総合戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
  - (2) 地方銀行の代表者
  - (3) 有識者
  - (4) 市町村長の代表者
  - (5) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
  - 3 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。
  - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「委員会会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会会議については、知事が招集することができる。

- 2 委員会会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 第3条第1項に定める委員が委員会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会議は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(専門部会)

第5条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、専門分野の成長戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に次の各号に定める専門部会を設置する。

- (1) 農業部会
- (2) 林業部会
- (3) 水産部会
- (4) 商工業部会
- (5) 観光部会

2 各専門部会の部会員は、委員会の委員及び次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活性化の実践的な活動に実績を有する者
- (3) 商工業、観光に関する実務に識見を有する者

3 部会員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

4 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議については、知事が招集することができる。

6 第2項に定める部会員が専門部会の会議を欠席する場合、部会長は当該部会員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議は、第2項に定める部会員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

7 専門部会の事務局は、当該分野を所管する部の主管課に置く。

## 第6条 削除

(地域アクションプランフォローアップ会議)

第7条 産業振興計画の地域アクションプランの実行に関し、必要なフォローアップを行うため、地域アクションプランフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）を設置する。

2 フォローアップ会議の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
安芸地域アクションプラン フォローアップ会議	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
物部川地域アクションプラン フォローアップ会議	南国市 香南市 香美市
高知市地域アクションプラン フォローアップ会議	高知市
嶺北地域アクションプラン フォローアップ会議	本山町 大豊町 土佐町 大川村
仁淀川地域アクションプラン フォローアップ会議	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
高幡地域アクションプラン フォローアップ会議	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町
幡多地域アクションプラン フォローアップ会議	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

3 各フォローアップ会議の委員（以下「会議委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 市町村長
- (2) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
- (3) その他知事が必要と認める者

4 会議委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する翌年度の3月31日までとする。

5 フォローアップ会議に座長を置き、会議委員の互選により定める。

6 フォローアップ会議の会合は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議については、知事が招集することができる。

7 第3項に定める会議委員がフォローアップ会議を欠席する場合、座長は当該会議委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議は、第3項に定める会議委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

8 フォローアップ会議の事務局は、対象地域に設置する産業振興推進地域本部に置く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業振興推進部計画推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って

定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年度 産業振興計画・まち・ひと・しごと創生総合戦略年間スケジュール（案）

	産業振興計画	まち・ひと・しごと創生総合戦略
4月	第1回産振本部会議	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>●●会議 : 外部委員会議</p> <p>●●会議 : 県庁内の会議</p> </div>
5月		第1回健康長寿県構想推進会議 第1回少子化対策推進本部会議 第1回中山間総合対策本部会議
6月	第2回産振本部会議	第1回中山間対策関係部局等会議
7月		第1回男女共同参画推進本部幹事会 第1回男女共同参画会議
8月	第3回産振本部会議	
9月	第1回専門部会 第1回地域AP会議 第1回産業振興計画フォローアップ委員会	第2回健康長寿県構想推進会議 第2回少子化対策推進本部会議 第1回少子化対策推進県民会議
10月		
11月		第2回中山間対策関係部局等会議
12月		第3回少子化対策推進本部会議
R2年1月	第4回産振本部会議 第2回専門部会 第2回産業振興計画フォローアップ委員会	第3回健康長寿県構想推進会議 第2回少子化対策推進県民会議 第2回男女共同参画推進本部幹事会 第2回男女共同参画会議
2月	第2回地域AP会議	第4回健康長寿県構想推進会議 第2回中山間総合対策本部会議
3月	第5回産振本部会議 第3回産業振興計画フォローアップ委員会	第3回少子化対策推進県民会議（必要に応じて開催）

# 第3期高知県産業振興計画フォローアップ体制

## 外部委員会【委員数 約200名】

### 産業振興計画フォローアップ委員会

【役割】 計画全体の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討  
 【メンバー】 各産業分野の団体代表者、学識経験者、市町村の代表者 など

### 産業成長戦略

#### 専門部会 (専門分野ごとに開催)

農業 林業 水産業 商工業 観光

【役割】 各専門分野における進捗状況の検証、評価、修正・追加について検討  
 【メンバー】 フォローアップ委員会委員（関係分野）、各分野の活動実践者 など

### 地域アクションプラン

#### 地域アクションプランフォローアップ会議 (地域ごとに開催)

安芸 物部川 高知市 嶺北  
 仁淀川 高幡 幡多

【役割】 地域アクションプランの進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる協議  
 【メンバー】 市町村長、関係団体の長、住民代表 など

## 産業振興推進本部

### 本部会議

【役割】 計画全体の進捗管理、課題事項の検討・調整 など  
 【メンバー】 知事、副知事、関係部長、地域産業振興監 など

### 関係部長会議

【役割】 産業成長戦略に関する重点協議  
 【メンバー】 知事、副知事、関係部長 など

### 幹事会

【役割】 推進本部の活動の補佐  
 【メンバー】 産業振興推進部副部長、関係部主管課長など

### 庁内情報共有会議

【役割】 計画にかかる情報共有  
 【メンバー】 地域産業振興監、関係部主管課長 など

### 地域本部（地域ごとに設置）

安芸 物部川 高知市 嶺北  
 仁淀川 高幡 幡多

【役割】 地域アクションプランの進捗管理、総合補助金の総括、アドバイザー派遣等の企画・実施、新たな取組の発掘 など  
 【メンバー】 地域産業振興監、関係出先機関長、商工労働部主管課長・観光振興部地域観光課長、地域支援企画員（総括）など

### 地域アクションプラン実行支援チーム

【役割】 個別のプランごとのサポート など  
 【メンバー】 地域本部構成機関の職員、地域支援企画員など